

工事執行規程

(制定 昭和 62 年 4 月 1 日)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この小田奈良須両池土地改良区の工事施行については、定款並びに規約に別段の定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

(工事担当者)

第 2 条 理事長は、工事施行に当たって、予め工事担当理事及び工事主任(工事を請負に付す場合にあっては、工事監督員)を指名又は、命じなければならない。

(工事の執行方法)

第 3 条 工事の執行方法は、直営又は請負とする。但し、直営で施工する場合にあっては、その一部を請負とすることができる。

2. 工事の執行方法・請負に付す方法又は、指名競争入札においての入札者の指名等については、理事会の承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第 4 条 工事は、設計書・図面並びに工程表に基づき、正確・丁寧に施行しなければならない。

2. 設計変更については、予め理事会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更については、理事長が専決することができる。

第 2 章 直 営 工 事

(直 営)

第 5 条 次に掲げる場合には、直営工事とする。

(1) 請負に付すことが不適當であると認めるとき。

(2) 急施を要し、請負に付す暇がないとき。

(3) 請負契約を締結することができないとき。

(4) その他、特に必要があると認めるとき。

(工事施行計画)

第 6 条 工事主任は、予め工事の施行方法・工程並びに資材、労務に関する計画表を作成し、理事長の承認を受けなければならない。

(帳簿)

第 7 条 直営工事に係る帳簿は、工事毎に区分・経理しておかなければならない。

(賃金)

第 8 条 職工人夫の定賃金は、設計書等に基づき工事主任が定め、理事長の承認を受けるものとする。

(出来高払賃金)

第 9 条 職工人夫の賃金は、前条に定める定賃金による場合のほか、工事の性質に応じ、特に必要と認めるときは、仕事の出来高に応じてその支払をすることができる。

2. 工事主任は、前項によって賃金を支払しようとするときは、設計書・仕様書等に基づき、予め出来高払工事計画を作成し、理事長の承認を受けなければならない。
3. 工事主任は、出来高払工事計画に示す金額の範囲内で、出来高賃金を受けて出役しようとする者から請書(第 1 号様式)を徴しなければならない。
4. 工事主任は、出来高払による工事の出来高を毎日確認すると共に、その全部を完了したときは、検査を行いその結果を理事長に報告しなければならない。

(賃金の支払)

第 10 条 賃金は、毎月 15 日及びその月末の 2 回に締切り、これを支払う。但し、必要な場合は、臨時に支払することができる。

(賃金計算簿の送付)

第 11 条 工事主任は、賃金支払締切日毎に賃金計算書を集計の上、会計主任に送付しなければならない。但し、第 9 条の規定による出来高払賃金の支払の場合にあっては、出来高払賃金計算簿に出来高検査調書(第 2 号様式)を添えて送付するものとする。

(共同して行う出来高払賃金の計算)

第 12 条 数人が共同して工事を行う場合の出来高払いによる各人の所得は、指定単価に竣功数量を乗じた金額を実働日数及び日給額に応じて按分した額とする。

(出来高払いに対する最低賃金補償)

第 13 条 出来高払いによる所得が実働賃金に達しないときは、その 10 分の 8 までこれを補償する。

(工所用材の購入)

第 14 条 工事に必要な材料の購入又は物件の借入等については、一般競争入札の方法によらなければならない。但し、一件の金額 2 万円以内のものについては、この限りでない。

2. 前項によりがたい事情があるものについては、指名競争入札又は随意契約によることができる。
3. 入札による契約又は随意契約については、第 3 章請負工事の規定を準用する。

(材料の検収)

第 15 条 工事主任は、発注した材料の納入を受けたときは、発注した規格・数量と対照し、これを検

収しなければならない。

2. 工事主任は、前項の検収を行った時は、材料検収簿に記入し、認印をすると共にその旨を会計主任に通知しなければならない。

(工事報告)

第 16 条 工事主任は、各月末現在における工事進捗の状況を、理事長に報告しなければならない。

2. 工事が竣功したときは、工事竣功調書を添えて、理事長に報告しなければならない。

第 3 章 請 負 工 事

(請負契約)

第 17 条 工事を請負にしようとするときは、一般競争入札に付さなければならない。但し、必要があると認めるときは、指名競争入札又は随意契約によることができる。

(指名競争入札)

第 18 条 次に掲げる場合においては、指名競争入札によることができる。

- (1) その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
 - (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に小数であるとき。
 - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
2. 指名競争入札にするときは、なるべく 5 人以上の者を指名しなければならない。

(随意契約)

第 19 条 次に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- (1) 予定価格が 110 万円を超えない契約をするとき。
- (2) 緊急の必要により、競争入札に付す暇がないとき。
- (3) 工事の性質又は目的が、競争入札に付することが適しないと認められるとき。
- (4) 競争入札者がいないとき又は再入札に付しても落札人のないとき。
- (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (7) 競争入札に付することができないとき。
- (8) 落札者が契約しないとき。

2. 前項第 4 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3. 第 1 項第 8 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行なうものとし、且つ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(競争入札の参加者の資格)

第 20 条 理事長は、次の各号の一に該当すると認められるものをその事実があった後二年間競争入札に参加されないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は、入札代理人として使用する者についても、又同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を示した者。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 工事の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人とした者。

(入札の公告又は通知)

第 21 条 一般競争入札により執行しようとするときは、その入札の日の前日から起算して少なくとも 7 日前までに次の事項を告示する。

- (1) 競争入札に付する工事名及び工事の場所
- (2) 入札、開札の日時、場所。
- (3) 設計書、仕様書及び図面その他契約条項を示す日時並びに場所
- (4) 入札保証金に関する事項。
- (5) その他必要な事項。

2. 指名競争に付する場合は、前項各号の事項、指名競争入札執行通知書(第 3 号様式)によらなければならない。

(入札の方法)

第 22 条 入札者は、所定の日時・場所に出頭して、所定の入札書(第 4 号様式)に記載し、それを封かんの上「何某工事入札書」と表示し、係員の指示に従い、入札函に投入しなければならない。この場合、入札保証金を要するときは、納付済みを証する書面を同封しなければならない。

- (1) 入札は一人一通とし、入札者を他の入札者の代理人とさせない。
- (2) 入札金額は、原則として千円未満の端数を認めない。
- (3) 代理人をもって入札しようとするときは、入札前に委任状を提出しておかななければならない。
- (4) 入札書は、一旦提出した後は、変更、取消し若しくは差換える事はできない。

(入札保証金)

第 23 条 入札者は、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証を現金、国債又は理事長が適当に認める担保をもって納付しなければならない。但し、指名競争入札にしようとするとき又は、予定工事が 50 万円未満のときは、それを減免することができる。

2. 入札保証は、入札終了後これを還付する。但し落札者に対しては、契約保証金を納付したとき償還する。

3. 落札者が契約を結ばないとき又は入札に不正があったときは、入札保証金をこの土地改良区に帰属する。
4. 入札保証金には、利子を付さないものとする。

(入札保証金の減免)

第 24 条 理事長は、次の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間にこの土地改良区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、且つ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れが無いと認められるとき。

(予定価格及び落札制限価格)

第 25 条 理事長は、競争入札により契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書等により、その予定価格を入札の都度定めるものとする。

2. 理事長は、契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、最低制限価格を定めることができる。
3. 前項の規定による予定価格及び落札制限価格は、封かんして開札の際に開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の秘密)

第 26 条 理事長は、前条の規定による予定価格及び最低制限価格の作成にあたっては、厳正に処理し、直接契約に関する職員以外の者をこれに関与させないものとする。

(開札及び再度入札)

第 27 条 開札は、入札の場合において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行なわなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2. 前項の規定により開札の結果、落札者がいない時は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(無効入札)

第 28 条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者が、入札及び次の各号の一に該当する場合における当該入札は、無効となる。

- (1) この土地改良区の定める入札条件に違反した場合。
- (2) 入札者又はその代理者が同一工事について 2 以上の入札をした場合。
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合。
- (4) 入札に際して不正の行為があった場合。
- (5) 入札保証金の納付がない場合。
- (6) 札書の金額を訂正したい場合。

(7) 入札書に記名捺印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合。

(入札又は開札の取消し又は延期)

第 29 条 理事長は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取消し、又は延期することができる。

2. 前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。
3. 第一項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(落札者の決定)

第 30 条 理事長は、入札者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。

2. 理事長は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。
3. 理事長は、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
4. 前項の場合において、当該入札者の中にくじを引かない者があるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
5. 理事長は、落札者が決定したときは、直ちに、その旨を書面又は口頭により落札者に通知するものとする。

(最低価格以外の者を落札者とすることができる場合)

第 31 条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、最低価格をもって入札した者であっても、次の各号に該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになる恐れがあつて著しく不適當であると認めるとき。

(随意契約方法)

第 32 条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは仕様書、設計書により、その予定価格を定めるものとする。この場合においては、第26条の規定を準用する。

2. 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、なるべく3人以上の者から見積書(第5号様式)を提出させ、予定価格の範囲内で最低の見積りをした者と契約を締結するものとする。
3. 前項の規定により見積書を提出させた場合において、その見積価格がいずれも予定価格を超えるとき、又は見積書を提出させることが困難若しくは不適當と認められるときは、予定価格を示してその範囲内で契約を締結することができる。
4. 理事長は、前2項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を書面又は口頭により

当該相手方に通知するものとする。

(契約保証金の納付)

- 第 33 条 理事長は、契約の相手方に対して契約を締結する前に、契約保証金を納付させるものとする。
2. 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額でなければならない。
 3. 理事長は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。
 4. 契約保証金には、利子を付さないものとする。
 5. 契約保証金の納付は、国債、地方債その他、理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

- 第 34 条 理事長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず契約保証金を減免することができる。
- (1) 契約の相手が保証会社との間にこの土地改良区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 地方公共団体と過去において、当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、且つ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。
 - (3) 指名競争入札又は、随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、且つ、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないとき。

(工事請負契約約款による契約の締結)

- 第 35 条 理事長及び契約の相手方は、工事請負契約約款により契約を締結するものとする。但し、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。

(契約の作成)

- 第 36 条 理事長及び契約の相手方は、第 30 条第 5 項又は、第 34 条第 3 項の規定による通知をした日から 5 日以上に、契約書を作成しなければならない。但し、契約書を郵送する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。
2. 前項に規定する期間内に契約の相手方の責に帰すべき事由により契約書を作成しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失うものとする。

(工事請負契約書)

- 第 37 条 前項第 1 項の規定による契約書は、工事請負契約書(第 6 号様式)によるものとする。但し、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。

(工事完成保証人)

- 第 38 条 理事長は、契約の履行を確保するため契約の相手方に代わって、自ら当該契約に係る工事を完成することを保証する能力があると認められる他の建設業者を工事完成保証人として立てさせるものとする。但し、請負代金額が 50 万円を超えない契約をするときは、この限りでない。
2. 理事長は、契約の相手方の債務不履行があるとき、又は、特に必要があると認められるときは、

当該契約を解除する場合を除き、工事完成保証人に対して保証契約の履行を請求するものとする。

(工事監督員)

第 39 条 理事長は、工事の施工について監督を行わせる為、職員のうちから工事監督員を置くものとする。但し、理事長において、その必要がないと認めたときはこの限りでない。

2. 理事長は、前項本文の規定による工事監督員を置いたときは、契約の相手方に対してその旨を通知するものとする。

(工事検査員)

第 40 条 理事長は、契約の履行の確認を行わす為、職員のうちから工事検査員を置くものとする。

(監督、検査の委託)

第 41 条 理事長は、特に専門的な知識又は、技能を必要とすることその他理由により、この土地改良区の職員によって、監督又は、検査を行うことが困難であり、又は、適当でない認められるときは、この土地改良区の職員以外の者に委託して当該監督又は、検査を行わせることができる。

2. 第 39 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

(工事請負代金額の変更)

第 42 条 理事長は、工事内容の変更等の理由により請負代金を変更する必要を認めたときは、次の算式により得た金額の範囲内で契約の相手方と協議し、変更請負代金額を決定するものとする。

(算 式)

$$\text{変更設計金額} \times \text{請負比率} \left(\frac{\text{元請負金額}}{\text{元設計金額}} \right)$$

(契約の相手方との協議)

第 43 条 請負契約の条項により、理事長と契約の相手方と協議する事項について、協議が整った場合で当事者において必要と認めたときは、工事請負協定書を作成し、当事者が記名押印して、各自一通を保存するものとする。

(請負契約の変更)

第 44 条 理事長は、工期、請負代金額等、当初の契約を変更する必要を認めたときは、契約の相手方と協議が整ってから 5 日以内に工事請負変更契約書(第 7 号様式)により、契約を変更するものとする。

(前 金 払)

第 45 条 理事長は、請負代金額 500 万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事については、工事の種類及び規模等を勘案して前金払をすることができる。

2. 前項の規定により前金払をすることができる額は、請負代金額の 100 分の 40 以内の額とする。

3. 理事長は、請負代金額を減額した場合において必要があると認めるときは、前払金額の全部又は、一部を返納させることができる。
4. 理事長は、請負代金額を増額した場合において必要があると認めるときは、その増額後の請負代金額の100分の40から支払済の前払金額を差引いた額に相当する額以内の前金払をすることができる。

(部分払)

第46条 理事長は、工事の完成前に工事の出来高部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工事製品(工事監督の検査を要するものにあつては、当該検査に合格した者に限る。)に対する請負代金相当額の10分の9以内の額の部分払をすることができる。

2. 前項の規定による部分払は、請負代金額300万円以上の工事について、次の区分により行うものとする。
 - 一、請負代金額500万円以下 1回。
 - 二、請負代金額2000万円以下 2回以内。
 - 三、請負代金額5000万円以下 3回以内。
 - 四、請負代金額5000万円を超える場合は、5000万円増す毎に1回を3回に加えた回数以内。
3. 前項の規定によると前金払をした場合における部分払をすることができる額は、第1項の規定にかかわらず、次に算出した額以内の額とする。

(算式)

$$\text{第1項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

附 則

1. この規程は、昭和62年4月1日から施行する。